　伊達市チャレンジショップ事業実施要領

**１　目的**

本市におけるにぎわいの創出及び地域活性化に資するため、市内で創業を目指す者に対して商業活動へ参入しやすい環境を整備し、一定期間事業を営むための店舗（以下「チャレンジショップ」という。）を貸し付け、創業を応援します。

**２　店舗の名称等**

チャレンジショップとして貸し出す店舗の名称等は次のとおりとします。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 店舗名称 | 所在地 | 面積 | 賃借料  （月額） | 業種 | 店舗貸主 |
| 道の駅伊達の郷りょうぜん地域活性応援スペース | 伊達市霊山町下小国字桜町３番地１ | 約８㎡ | ４万円  （税込） | 飲食サービス業に限る。 | 市の指定管理者（一般社団法人伊達市振興公社） |

※１　チャレンジショップ事業の実施期間は、３か月以上１年以内とします。審査に要する期間を考慮し、契約の始期は申請日の１か月後以降としてください。また、契約の始期が申請日から２か月以内となるよう努めてください。

※２　賃借料は電気、水道、ガス料金を含んだ税込金額となります。日割り計算はしません。

※３　店舗運営管理においては、関係法令及び本要領ほか、市の指定管理者（以下、「店舗貸主」という。）が定める諸規則・通達に従ってください。

**３　対象者の要件**

満18歳以上の個人（ただし、学生を除く。）又は法人であって、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

①創業を目指す者、創業してから１年未満の者又は新分野への進出を目指している者

②週５日以上、かつ、１日７時間以上（10:00～18:00の間）の営業ができる者

③過去に伊達市空き店舗対策支援事業補助金又は伊達市地域おこし支援員等起業支援補助金を受給していない者

④過去に本事業を利用していない者

⑤自主性をもってチャレンジショップの店舗運営管理を行うことができる者

⑥店舗貸主が企画・開催する催しなどに対して意欲的に参加し協力できる者

⑦実施期間満了後、本市内の空き店舗等において引き続き本格的に創業する意思のある者

⑧市町村税を滞納していない者（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて市町村から認められた延納等は除く。）

　　市町村税に係る「納税証明書」又は「完納証明書」を提出していただきます。

⑨暴力団員等に関与していないこと。

　反社会的勢力排除に関する誓約書（様式第１号別紙）により暴力団員等に関与していないことを誓約していただきます。

※　学生とは高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び高等課程を置く専修学校等に通学する者をいいます。

**４　対象業種**

日本標準産業分類に規定する「飲食サービス業」が対象となります。ただし、次に掲げるものにあてはまる場合は対象外となります。

①店舗を著しく汚損し、又は騒音、振動若しくは悪臭を発生するおそれのあるもの

②風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行うもの

**５　利用申込み**

**５－１　提出書類**

利用申込みにあたっては、チャレンジショップ事業利用申込書（様式第１号）と次に掲げる書類を提出してください。

①伊達市商工会又は保原町商工会の経営指導員の審査を受けたチャレンジショップ事業計画書（様式第１号別紙。以下「事業計画書」という。）。

②履歴書

③公的身分証明書（法人の場合は、定款及び登記事項証明書）の写し

④市町村税を完納していることを証する書類（法人の場合は、法人及び代表者の市町村税を完納していることを証する書類）

⑤調理師・製菓衛生士・栄養士等の資格免許又は食品衛生責任者となるための資格を証する写し

上記の書類の他にも、申込内容を確認するため本市から追加の書類提出を求める場合があります。

※　別紙テナントの図面を県北保健所に持参し、希望する業種の営業の可否を確認の上、結果を伊達市商工観光課に報告してください。

**５－２　申込提出期限**

**令和７年７月31日（木）まで（当日消印有効）**

　　　期限までに５－１に掲げた書類を提出してください。

**５－３　申込方法**

　　　郵送又は持参

**５－４　申込書類の提出先**

　　　〒960-0962

伊達市保原町字舟橋180番地

伊達市チャレンジショップ実施事務局（伊達市商工観光課）

**６　事業利用者の決定**

申込書類（状況に応じて応募者の面談）により利用者を決定します。応募者が複数の場合は選考を行います。チャレンジショップ事業を利用する者を決定した場合には、チャレンジショップ事業利用（利用不可）決定通知書（様式第２号）により申込者に通知します。利用決定通知書を受けた者（以下、「チャレンジショップ事業者」という。）は速やかにチャレンジショップ利用に関する誓約書（様式第３号）を提出するとともに、決定通知受領後10日以内に店舗貸主と店舗運営管理における諸規則等が含まれた契約を締結していただきます。

**７　事業の変更等**

チャレンジショップ事業者は、事業計画内容の変更、中止等をする場合はチャレンジショップ事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第４号）により、予定日の１か月前までに申請してください。

**８　報告**

**８－１　月次報告**

　　　チャレンジショップ事業者は、各月の営業状況をチャレンジショップ営業状況報告書（様式第６号）により、翌月の10日までに本市へ報告してください。

**８－２　実績報告**

チャレンジショップ事業者は、本事業を満了（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、満了した日から30日以内に次に掲げる書類を本市へ提出してください。

①チャレンジショップ事業利用実績報告書（様式第７号）

②チャレンジショップ事業利用成果報告書（様式第７号別紙）

③収支決算書（決算書等）

④写真（販売商品、営業活動中のもの）

上記の書類の他にも、実績を確認するため市から追加の書類提出を求める場合があります。

**9　原状回復**

チャレンジショップ事業者は、実施期間満了後14日以内に清掃専門業者によるハウスクリーニングを実施し、チャレンジショップを原状回復してください。

なお、使用目的が原状回復のみの月については、月額賃借料は発生しません。

**10　申込書等の配布窓口**

　・伊達市役所本庁（商工観光課：中央棟３階）

　・伊達市商工会（伊達市梁川町青葉町３番地）又は各支所

・保原町商工会（伊達市保原町字宮下111番地）

**11　相談窓口**

　　【お問合せ先】

　　　伊達市チャレンジショップ実施事務局（伊達市商工観光課）

　　　📞024-573-5632 （受付時間：平日8:30～17:15）

**12　留意事項**

　　交付申請に係る送料や添付資料を準備するための経費は申請者負担になります。